

固定資産税のお知らせ

償却資産とは、会社や個人で工場・商店・農業などを経営されている方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等のことです。

町内に償却資産を所有されている方は平成30年1月1日の所有状況について申告をお願いします。

平成30年度償却資産申告のお願い

申告の対象となる償却資産

- ①構築物(駐車場・看板等)
- ②機械及び装置(工作機械・印刷機械等)
※太陽光発電設備(家庭用以外)も含む
- ③船舶
- ④航空機
- ⑤車両及び運搬具(台車・大型特殊自動車等)
- ⑥工具・器具及び備品
(ロッカー・パソコン等)

原則として申告対象外のもの

- 土地・建物(一部建物除く)
- 耐用年数が1年未満の資産
- 取得価額が10万円未満で、法人税・所得税の申告上、一時損金または必要経費に算入される資産
- 取得金額が20万円未満で、法人税・所得税の申告上、3年間で一括し均等償却される資産
- 自動車税や軽自動車税の課税対象と

申告の方法

なる資産(自動車・軽自動車・ナンバーのあるトラクター等)

○前年度申告をされた方

12月中旬頃に申告書を送付します。平成29年1月1日から同年12月末日までに増加・減少した資産、および修正を必要とする資産の申告書を提出してください。

○新規に申告される方

申告書は税務課資産税係にありますので、ご来庁ください。また、ご連絡いただければ送付致します。

提出期限

平成30年1月31日(水)

(提出先 税務課資産税係)

期間間近の提出は、混雑が予想されますので、早めの申告に御協力をお願い致します。

家屋を取壊した方へ

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日とし、その所有者に対して課税されます。

家屋を取壊した場合(一部取壊しも含む)は、該当する家屋を翌年度の課税対象から外すため、法務局もしくは町税務課で手続きが必要となりますが、当該家屋が不動産登記(以下、登記)されている家屋であるか、未登記の家屋であるかによって手続きの方法が異なります。

【取壊した家屋が登記されている場合】
法務局で家屋滅失登記の手続きが必要となります。

この場合、家屋滅失登記完了後に法務局から町に通知が来るため、町への届出は必要ありません。

※登記とは、土地や家屋の所在や権利関係などを法務局で保管する帳簿に登録することで、その土地、家屋の権利を証明するものです。

【取壊した家屋が未登記の場合】
税務課資産税係で家屋取壊届の手続きが必要となります。

未登記の家屋は法務局に情報がないため、町へ直接、届出が必要となります。

なお、課税対象となっている家屋については、4月に納税通知書に同封しました課税明細書をご確認ください。

住宅用地の特例について

一定の要件を満たした住宅に居住されている場合、その土地に対する課税標準額が軽減され、固定資産税の減額が適用されます。

【住宅用地特例の適用要件】

専用住宅や併用住宅(併用住宅の場合は居住部分の割合が1/2以上)として利用されている家屋であり、床面積が50㎡(貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下の家屋に居住されている方に適用されます。

【未登記家屋・貸家・空き家等に

新たに居住された場合】

未登記家屋や貸家、空き家等に新たに居住された方に対しても住宅用地の特例が適用されます。当該家屋に新たに居住された方で、住宅用地の申請をされていない方は税務課資産税係で手続きをお願いします。

問い合わせ先

税務課資産税係(32)3126

平成29年分 青色申告決算等説明会のお知らせ

税務署では、青色申告をされている個人の方を対象に、青色決算書の作成方法や作成に当たっての注意点などについて、説明会を次のとおり開催いたします。

説明会で使用する資料は、当日会場で配付し、講師は税務署職員(又は税務署が依頼した税理士)が行います。
なお、会場の所在地などは、関東信越国税局のホームページにも掲載されますので、併せてご覧ください。

1 営業・不動産所得関係

開催月日	時間	会場	対象地区
12月1日(金)	午後2時～4時	佐久市佐久平交流センター (佐久市佐久平駅南4-1)	佐久市(佐久地区)
12月4日(月)	午後2時～4時	小諸市文化センター第一講義室 (小諸市甲1275-2)	小諸市 御代田町
12月5日(火)	午後2時～4時	佐久穂町商工会本所 (佐久穂町大字高野町561-1)	佐久穂町
12月6日(水)	午後2時～4時	臼田町商工会館 (佐久市臼田2207-1)	佐久市(臼田地区)
12月7日(木)	午後2時～4時	小海町役場2階大会議室 (小海町大字豊里57-1)	小海町 南相木村・北相木村
12月8日(金)	午後2時～4時	川上村商工会館 (川上村大字大深山542)	川上村 南牧村
12月11日(月)	午後2時～4時	軽井沢町商工会館 (軽井沢町中軽井沢9-3)	軽井沢町
12月12日(火)	午後2時～4時	佐久市望月商工会館 (佐久市望月195-1)	佐久市(望月地区・浅科地区)・立科町

2 農業所得関係

開催月日	時間	会場	対象地区
12月1日(金)	午前10時～12時	佐久市佐久平交流センター (佐久市佐久平駅南4-1)	全市町村

※各会場とも、駐車場のスペースに限りがあります。

※対象地区以外の会場へもご出席いただけます。

問い合わせ先 佐久税務署(担当部門:個人課税第一部門) 0267(67)3462(直通)

町税の納め忘れはありませんか?

平成29年も残すところ1か月となりました。税金の納め忘れがないか、もう一度ご確認ください。

税金の納め忘れがあると、滞納となり延滞金等が加算され、負担が大きくなってしまいます。税金の納め忘れがある場合には、お早目の納付をお願いします。

また、御代田町では、納税の公平性の確保と収納率の向上を目的に、滞納処分を実施しています。

滞納処分とは、地方税法に基づき、金融機関への預金調査や、勤務先への給与調査、生命保険、不動産、売掛金、年金、自動車などを調査し、財産を発見した場合には、差し押さえを行い、滞納している税金に充てるものとなります。随時納付相談を行っておりますので、納税でお困りの方は税務課収税係へご相談ください。

延滞金の計算例…10万円を納期限後180日滞納した場合

- ① 10万円×2.7%×30日÷365日≒221円
- ② 10万円×9.0%×150日÷365日≒3,698円
- ③ ①+②=3,919円 100円未満切り捨てし、3,900円が延滞金として加算されます。

◎納税は便利な口座振替で!

口座振替は、預貯金から自動的に振替納付になるので、役場や金融機関に出かける必要がありません。納付書を無くしたり、うっかり納め忘れたりすることがないので、納期限までに確実に納めることができます。

口座振替は、八十二銀行、三井住友銀行、上田信用金庫、JA佐久浅間、郵便局の各預貯金口座を利用できます。税務課および上記金融機関窓口にて、専用の用紙がありますので、必要事項を記入して提出してください。

問い合わせ先 税務課収税係(32) 3126